

宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務 プロポーザル実施要領

宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被保険者及びその家族等に対して、後期高齢者医療制度と広域連合が実施している各種事業等について広く周知し、理解してもらうことを目的として、テレビCM、新聞広告等の様々な媒体を有効活用した広報業務を行う。

この要領は、広域連合が広報業務を実施するに当たり、専門的な知見や優れたノウハウを持つ事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集の内容

業 務 名：宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務

業 務 内 容 等：「宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務仕様書（別紙1）」のとおり

業 務 期 間：令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

事業費の上限額：46,842千円以内（消費税及び地方消費税含む） 3年間総額
15,614千円以内（消費税及び地方消費税含む） 令和8年度
15,614千円以内（消費税及び地方消費税含む） 令和9年度
15,614千円以内（消費税及び地方消費税含む） 令和10年度

2 スケジュール（予定を含む）

項 目	期 日
公募型プロポーザル実施の告示	令和7年7月3日（木）
参加申込書等の提出期限	令和7年7月30日（水）まで
本業務に関する質問の受付期限	令和7年7月18日（金）まで
企画提案書等の受付および提出期限	令和7年8月5日（火）～ 令和7年8月18日（月）
プレゼンテーション及び審査会	令和7年9月2日（火）＊予定
審査結果の通知	令和7年9月中旬 ＊予定
契約手続き	令和7年9月下旬 ＊予定

3 プロポーザルの参加に係る事項

3-1 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれにも該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）による手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法による計画認可又は民事再生法による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- （3）個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。法人にあっては、その役員又はその支店、営業所等を代表する権限を有する者が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

- (4) 国税、都道府県税及び市（区）町村税を滞納している者でないこと。
- (5) 宮崎県内に本店もしくは支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) プロポーザル参加資格申込書の提出期限から契約の締結の日までに、国又は地方自治体において、指名停止期間中でないこと。
- (7) 令和3年4月1日から参加申込書の提出までの期間に、官公庁または民間企業において、広報業務の実績を有するもの。

3-2 参加申込みの手続き

(1) 提出先（問合せ先）

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階

宮崎県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課

電 話 0985-62-0921

FAX 0985-27-7699

M a i l kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書

イ 参加資格要件に関する誓約書

ウ 業務実績表（様式1）

エ 会社概要

オ 会社法人用登記事項証明書（写し可）※1

カ 所轄税務署発行の課税に滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

※1、※2

キ 都道府県税事務所発行の課税に滞納がないことの証明書（法人事業税、自動車税）

※1、※2

ク 市（区）町村発行の課税に滞納がないことの証明書（法人市民税、事業所税、固定資産税、軽自動車税、市県民税<特別徴収分>）※1、※2

※1 令和7年度の宮崎市競争入札参加資格者については、広域連合競争入札参加資格を有すると見なすため、オ～クの提出は省略できるものとする。

※2 カ～クは、提出日において有効なものであること。

(3) 提出方法

(1) の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）

(5) 参加申込みの結果通知

参加申込書を提出した事業者全員に対し、参加資格の確認結果を令和7年8月4日（月）までに電子メールで通知する。また、参加資格業者に対し、提案書提出（承諾・辞退）届及び提案書提出要請書を郵送し、意志の確認及び提案書の提出を要請する。

3-3 本業務に関する質問の受付

(1) 質問方法

宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務に関する質問書（様式2）にて、電子メールで提出し、その旨を電話連絡すること。なお、電話及び口頭、受付期限後の質問については受け付けない。

(2) 受付期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）

(3) 回答方法

随時、広域連合ホームページ上に掲載する。

4 企画提案に係る事項

4-1 提案に係る提出書類

(1) 企画提案書（任意様式）

企画提案書作成手順（別紙2）に基づき作成すること。

ア 用紙サイズはA4判縦

イ 文字サイズは10.5ポイント以上（図中の説明などを除く）

ウ 各ページに通し番号を付与する（表紙、目次を除く）

エ 両面印刷

オ 企画提案書作成手順（別紙2）に基づき項目順に記載

(2) 業務提案見積書

「業務提案見積書（様式3）」にて作成し、提出すること。

また、仕様書（別紙1）「4 業務概要」に示す令和7年度広報計画における項目ごとに明細額を記載した明細書（任意様式）を添付すること。

(3) 提出部数

企画提案書及び見積書は、それぞれ会社名等がわかるものを正本として1部、会社名等特定できる情報を削除又はマスキングした副本を8部提出すること。

4-2 提案書の提出

(1) 提出方法

3-2（1）の事務局に持参又は簡易書留郵便で提出すること。

(2) 提出期限

令和7年8月18日（月）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで）

4-3 提案書提出の際の留意事項

(1) 著作権・特許権等

提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(2) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出は認めない。

(3) 提出書類の変更の禁止

事務局が指示した場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。

5 提案評価に係る事項

5-1 選定方法

提出された提案の評価の順位は、提出された企画提案書等と提案内容のプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）について、「宮崎県後期高齢者医療広域連合プロポーザル方式等に関する実施要領」で定められた審査委員会において、審査を行い決定する。

5-2 プレゼンテーション

(1) 開催日時 令和7年9月2日（火）＊予定

(2) 開催場所 事務局が指定する場所

(3) 参加人数 1提案者あたり3名まで

(4) 企画提案の所要時間 ＊予定

・プレゼンテーション 30分以内 ・質疑応答 10分程度

(5) プレゼンテーション及び質疑応答における発言等

プレゼンテーションにおける提案者の発言、又は審査委員による質疑に対する回答については、企画提案書等に記載された提案と同様の扱いとする。

(6) 注意事項

・開催日時および開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知する。

・事務局が指示した場合を除き、プレゼンテーション時の追加資料の配布等は認めない。

・机、延長コードの貸し出し及びスクリーン使用（壁への投影）が可能。その他の必要な機器等は参加者が準備すること。

5-3 評価項目及び評価基準

別表「提案内容の評価基準表」のとおり

5-4 評価方法

(1) 審査委員が評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

(2) 最高得点者が複数存在する場合は、価格評価の高い提案者を契約候補者とする。価格評価も同じ場合は、審査委員の投票により、最も多くの票を獲得したものとする。

(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、契約候補者として選定しない。

5-5 選定結果

選定結果については選定作業終了後、全ての提案者に書面で通知し、ホームページ上で公表する。

6 失格事由、その他の留意事項等

6-1 失格事由

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 見積金額が事業費の上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに来場しなかった場合（自然災害等の不測の事態を除く。）
- (5) 直接、間接問わず本要領に定める以外の方法により、審査委員又は関係者に援助を求めた場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと広域連合が認める場合
- (7) その他、広域連合が失格と認める場合

6-2 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルにおける契約候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市条例を宮崎県後期高齢者医療広域連合条例として準用する条例第2条の規定により準用する宮崎市情報公開条例に基づき原則公開とする。
- (3) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

6-3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書、企画提案書類等の作成等参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退の届出を行うこと。なお、辞退したことを理由として、今後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

7 契約の締結

7-1 契約方法

提出された提案の評価の順位が最も高い者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意にいたらなかったときは、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

7-2 契約における協議

広域連合と契約を行う者で業務に係る仕様を協議し、その内容を確定させた上で、契約を締結する。仕様は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基本とし、協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結するため、契約締結額が見積額と同じになるとは限らないものとする。

7-3 契約代金の支払い

毎年度、業務完了後に一括支払いとする。

提案内容の評価基準表

評価区分	評価項目	評価基準	配点
企画提案 評価	企画提案能力	提案書及びプレゼンテーションについて全体の構成が分かりやすく、かつ魅力的な内容となっているか。	120
	提案内容の的確性	業務目的への理解があり、実施要領、仕様書に沿った内容となっているか。	
	広報実施媒体	広告媒体の選択が適当で、選択理由が具体的かつ明確であるか。	
	広報実施内容	後期高齢者及びその家族がターゲットであることに考慮した提案となっているか。	
	業務の実施体制	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制・業務管理体制が提案されているか。	
	実施スケジュール	実施に妥当性のある工程表、工程管理等が示されているか。	
	広報効果分析	広報効果の評価が可能なものについて、評価分析の手法等が示されているか。	
	独創性	実現性のある独自提案がされているか。	
実績・価格 評価	実績評価	本業務を実施するにあたって、類似業務の実績が豊富であるか。	15
	価格評価	適正な価格設定となっているか。	
合計点数			135

業 務 実 績 表

※1 令和3年4月1日から参加申込書の提出までの期間における、官公庁または民間企業での広報業務の実績を記載すること。また、類似する業務実績がある場合は併せて記載すること。

※2 記載にあたって欄が不足する場合は、複写して作成すること。

※3 記入の内容に応じて体裁を適宜整えること。

	(1) 発注者名 または事業主体	(2) 契約金額 (千円)	(3) 受託期間 または 事業実施期間	(4) 業務内容
(例)	▲▲県後期高齢者 医療広域連合	120,000	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	◆◆の取組について周知を図るため、新聞広告、市広報、市ホームページ等の媒体を活用し広報を行った。
(例)	〇〇市役所	50,000	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(様式2)

宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務に関する質問書

質 問 日 ：

会社名等名：

担当者名 ：

連 絡 先 ：

担当者 mail：

※ 「質問項目」には、何の項目に関する質問かを記載すること。

※ 「質問事項」には、質問内容を簡潔に記載すること。

※ 記入の内容に応じて体裁を適宜整えること。

	質問項目	質問事項
	例) 仕様書の●ページ●番	
1		
2		
3		
4		
5		

(様式3)

令和 年 月 日作成

宮崎県後期高齢者医療広域連合長 様

主たる事務所の
住 所

商号又は名称

代 表 者

印

業務提案見積書

「宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務」にかかる費用について、下記のとおり提案見積書を提出いたします。

なお、内訳は、別添積算内訳書（様式任意）のとおりです。

記

1 委託業務名 宮崎県後期高齢者医療広域連合制度等広報業務

2 提案見積価格

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

※価格は、消費税及び地方消費税を含まないものとし、価格の先頭に「¥」マークを記載すること。